

学校の管理下でケガをした場合の医療費について

- 日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」をご利用ください。
- 鯖江市で実施している医療費助成制度（子ども・ひとり親・重度障害）の
受給者証は使用しないでください。

※学校の管理下でケガをして、災害共済給付の対象となる場合は、鯖江市の医療費助成制度からの助成を受けることはできません。受給者証を使用し医療費助成を受けた場合は、医療費助成金を返還していただくことになります。

○日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」とは

学校の管理下で児童生徒がケガをした場合（部活動中のケガ・登下校時のケガも含む）、その治療費や見舞金の給付を保護者の方に行う制度です。自己負担額にプラスして総医療費の1割が上乗せされて支給されます。初診から治癒までの医療費の自己負担総額が1,500円以上の場合が給付対象（保険適要）となります。

○給付の手続き

- ①学校の管理下でケガをし、医療機関を受診するときは、受給者証を使わず、医療費の自己負担額を医療機関にお支払いいただき、必ず学校にお知らせください。
- ②学校から災害共済給付の請求に必要な書類をお渡しいたしますので、医療機関で記入していただき、学校に提出してください。（振込口座確認のため、学校に提出する際に口座の写しを添付いただきますようお願いいたします）。
- ③日本スポーツ振興センターで審査が行われ、給付が決定されましたら医療費が支給されます。

留意事項

- 初診から治癒までの医療費の自己負担総額が1,500円未満の場合は、災害共済給付を受けることはできませんが、鯖江市の医療費助成制度の活用は可能です。手続きについては、下記担当課へお問合せください。
- 保険診療の対象とならない支払（保険適用外の医療費）、交通事故等の第三者の加害行為によるケガの医療費、生活保護法による保護を受けている世帯の児童生徒の医療費は、災害共済給付・鯖江市の医療費助成制度ともに対象外です。

お問合せ

- ・鯖江市教育委員会 教育政策課(日本スポーツ振興センター災害共済給付)
TEL 0778-53-2250
- ・鯖江市役所 こどもまんなか課（子ども医療費・ひとり親家庭等費助成）
TEL 0778-53-2224
- ・鯖江市役所 社会福祉課（重度障害者（児）医療費助成）
TEL 0778-53-2217